

各種給付に係る児童の年齢要件に関する法律案要綱

第一 みなし十八歳

次の給付については、十八歳に達した日以後最初の三月三十一日までの間にある者は、十八歳に達していない者とみなして、当該給付に関する法令の規定を適用すること。（本則関係）

- 一 老齢・退職を支給事由とする年金給付で、十八歳未満の者についてその額の加算要件が設けられているもの
- 二 障害を支給事由とする年金給付で、十八歳未満の者についてその額の加算要件が設けられているもの
- 三 死亡を支給事由とする年金給付又は一時金給付で、十八歳未満の者について支給要件、その額の加算要件又はその額の算定の区分が設けられているもの
- 四 未帰還者留守家族手当
- 五 児童扶養手当
- 六 児童手当

第二 施行日前におけるみなし十八歳

- (1) 施行日前において十八歳に達した日以後最初の三月三十一日までの間にあった者を十八歳に達していなかった者とみなしたとするならば、施行日以後において年金給付の受給権を有し、又は当該年金給付の額が加算されることとなる者についても、第一と同様の措置を講ずること。ただし、現に他の者が有する年金給付の受給権が消滅し、又はその支給が停止されることとなる場合については、この限りでないこと。(附則第二項関係)
- (2) (1) による年金給付は、施行日の属する月以降の分について行い、当該月前の分については行わないこと。(附則第三項関係)
- (3) 施行日前の支給事由に係る年金給付の受給権が施行日以後に消滅した場合に支給する一時金給付についても、第一と同様の措置を講ずること。(附則第四項関係)

第三 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日) から施行すること。(附則第一項関係)
- (2) その他所要の経過措置を講ずること。(附則第五項から第七項まで関係)